

別紙1

豚枝肉脂肪酸測定申込書

公益社団法人日本食肉格付協会

下記のとおり豚枝肉の脂肪酸測定を依頼します。

記

申請日

_____年 ____月 ____日

■ 申込者情報

フリガナ			
申込者名			
電話番号		FAX	
メールアドレス			
所在地	〒		

■ 確認事項

確認事項（必ずご記入下さい）	
① 別紙約款をご確認のうえ、同意される方は以下のチェックボックスにチェックを入れて下さい。 豚枝肉の脂肪酸測定について、約款について同意のうえ、申請します。	<input type="checkbox"/>
② 申請者区分について、以下のチェックボックスにチェックを入れて下さい。（いずれか1つ） 1) 生産者 <input type="checkbox"/> 2) 格付委託者または枝肉購買者 <input type="checkbox"/>	
③ 測定期間	_____年 _____月 _____日 から6か月間

- 上記項目を記載後、日本食肉格付協会まで、メール・FAX・郵送等の方法で送付してください。

（注）1頭の測定手数料は150円（税別）となります。

（注）1月あたりの測定頭数については以下のとおりです。

- （1）生産者は約款の別表に基づく頭数。
- （2）枝肉購買者は購買頭数の全頭としますが、
購買頭数が50頭以上の場合は50頭以上の任意の頭数。
- （3）格付委託者の場合は、上記（2）と同様となります。

豚枝肉脂肪酸測定契約約款

(目的)

第1条 この測定契約約款（以下「本約款」という。）は公益社団法人日本食肉格付協会（以下「協会」という。）が協会による格付を受けた豚枝肉の所有者で脂肪酸測定（食肉測定装置（近赤外光ファイバ法）による脂肪酸組成の測定をいい、以下「豚枝肉脂肪酸測定」という。）を依頼する者（以下「依頼者」という。）から受託する豚枝肉脂肪酸測定を円滑に実施するために、依頼者と協会との間で締結される個別契約に適用される基本的事項を定めることを目的とします。

(適用)

第2条 依頼者および協会は、次条で成立した個別契約および本約款を履行するものとします。

(個別契約の成立)

第3条 本業務の個別契約は、依頼者が豚枝肉脂肪酸測定の実施を希望する協会の事業所ごとに豚枝肉脂肪酸測定申込書（別紙1、以下「申込書」という。）を提出し、これに対し協会が受託を承諾したときに成立するものとします。ただし、測定委託期間は6か月とし、依頼者又は協会から期間満了の1か月前までに中止の申し入れがない場合は、更に6か月間延長するものとし、以降同様とします。

(測定手数料の支払い)

第4条 測定手数料の支払いは別段の定めがない限り、次のいずれかのとおりとします。

- (1) 依頼者は、個別契約で定めた測定手数料を消費税分と併せて、測定日の翌月末までに協会の指定する銀行口座に振り込み支払いいただくものとします。
- (2) ただし、同一月に複数回の測定がある場合はその月の最終測定日の翌月末までに協会の指定する銀行口座に振り込み支払いいただくものとします。なお、振込手数料は依頼者の負担とします。
- (3) 現金での支払いは受け付けません。

(測定対象枝肉と測定場所)

第5条 測定対象とできる枝肉の範囲は、依頼者が申込書を提出した協会事業所において契約期間中に格付を受けた枝肉とし、次の依頼者の区分ごとに定めるものとします。また、測定は当該枝肉が格付された協会事業所の所在する食肉卸売市場又は食肉センター等で行います。

- (1) 枝肉となった肉畜の生産者（生産者から当該肉畜の販売を受託した出荷者を含む。）である依頼者については、協会が本業務に必要な情報が記載された豚枝肉脂肪酸測定依頼書（別紙2）を協会に提出し、全枝肉について別表に基づき特定された枝肉を測定対象とします。
- (2) 枝肉の購買者である依頼者については、協会が本業務に必要な情報が記載された豚枝肉脂肪酸測定依頼書（別紙3）を協会に提出し、当該依頼書に記載された枝肉とします。

(測定結果証明書等)

第6条 測定結果は測定終了後、速やかに格付統合システムに取り込み、測定結果は次のいずれかで報告します。

- (1) 豚脂肪酸測定結果証明書
- (2) 豚脂肪酸測定結果報告書
- (3) 電子データによる提供（CSV ファイル形式）

(秘密保持)

第7条 協会は、本業務で依頼者から開示された個人情報は協会の個人情報管理要領に基づき厳重に管理し、依頼者の同意なしに、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、依頼者による開示時点で協会が知っていた情報、知得時公知であるか、その後の協会の責めに帰せられない事由により公知となった情報、および協会が正当な権限を有する第三者から入手した情報はこの限りではありません。

2. 前項の規定に拘わらず、協会は畜産振興のため全国平均等の集計に測定結果を使用します。

(責任)

第8条 依頼者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、協会は一切責任を負いません。

2. 協会の本業務の実施方法に過失があったと認められるときは、協会は依頼者と協議の上、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償をします。ただし、本項に定める補償は、報告書提供後1か月に限るものとします。補償は協会と依頼者は協議の上、次のいずれかの措置を決定します。

- (1) 協会費用負担のもとに本業務の再測定を行う。
 - (2) 測定手数料の減額または支払済みの測定手数料の全部または一部を返還する。
3. 協会は、本業務の結果および測定結果証明書又は測定結果報告書の内容が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第9条 協会ならびに依頼者は、自ら暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手に対して確約するものとします。

2. 協会ならびに依頼者は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告することを要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(個別契約の変更・解約)

第10条 依頼者および協会は、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更または解約することができるものとします。ただし、契約期間の短縮はできないものとします。

(測定頭数)

第11条 測定頭数は別表に定める頭数を最少頭数とします。ただし、依頼者の要望により最少頭数以上の測定については、格付業務に支障のない範囲で測定することとします。

(不可抗力)

第12条 天災地変その他やむを得ない事由により本業務の遂行が不能になったときは、依頼者または協会は相手方にその旨通知し、測定業務を中断または中止することができるものとします。当該事由による本業務の中断、中止にともなう弁済は発生しないものとします。

(協議事項)

第13条 本約款に定めのない事項または各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、解決するものとします。

令和4年10月20日

公益社団法人日本食肉格付協会

(別表)

脂肪酸測定に係る抽出頭数

1ロット頭数	抽出頭数
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10～100	10
101以上	10%（小数切り上げ）

※11頭以上のロットについては

「枝肉番号抽出ソフト」により枝肉番号を決定します。